

鬼北町奈良地区森林整備推進協定

(名称)

第1条 この協定は「鬼北町奈良地区森林整備推進協定」と称する。

(目的)

第2条 この「鬼北町奈良地区森林整備推進協定」(以下「協定」という。)は、地域の森林の多目的機能の高度発揮と資源の循環利用の促進を図るため、民有林と国有林の連携モデルとして、団地化を促進し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実施に取り組むことにより、健全で豊かな美しい森づくりの促進や木材安定供給に寄与することを目的とする。

(協定対象地区の位置及び面積)

第3条 協定の対象地区は、愛媛県鬼北町奈良に位置し、別図「鬼北町奈良地区森林整備推進協定位置図」に示す、地域の近永地区町有林管理組合林(町有林(面積57.94ha))と奈良奥山国有林(面積146.20ha)の森林(面積204.14ha)とする。

(森林共同施業団地)

第4条 協定者は、第3条の協定対象地において、合理的な森林作業道等の開設や効率的な間伐などの森林整備を、民有林と国有林が一体となり、連携して実施できる地区を森林共同施業団地(以下「施業団地」という。)として設定する。

(実施計画)

第5条 施業団地において森林整備を推進するため、協定者は連携して、地区森林整備実施計画(以下「実施計画」という。)を定める。

2 実施計画では、次に掲げる事項を定める。

- (1) 森林整備を行う森林の区域及び面積
- (2) 森林整備の目標に関する事項
- (3) 森林整備の集約化に関する事項
- (4) 森林整備の方法に関する事項
- (5) 路網の整備及び管理に関する事項
- (6) 境界標識の保全管理に関する事項
- (7) 事業計画
- (8) その他

(協定の有効期間)

第6条 協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了に当たっては、協定者間で協議を行い、有効期間を5年間延長できるものとする。

(協定の変更又は破棄)

第7条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の変更又は破棄の必要が生じたときは、協定者は協議の上、協定を変更又は破棄できるものとする。

(集約化の推進)

第8条 協定者は、民有林における施業の集約化の推進にも資するよう、協定対象区域及び施業団地の区域の拡大についても検討することとする。

(運営会議)

第9条 協定者は、協定事項を処理するため、運営会議を開催することができる。

2 運営会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 本協定に基づく森林整備の実施に関する連絡調整
- (2) 土場の共同利用、共同出荷に関する連絡調整
- (3) その他協定の実施に関する必要な連絡調整

(その他)

第10条 この協定の運営に関し、本書に規定のない事項については、協定者間で協議のうえ決定する。

以上、この協定の実施に当たっては、互いに信義を重んじ誠実に履行することを約し、協定者相互に押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年3月28日

「協定者」

鬼北町長

兵頭誠晃 

近永地区町有林管理組合長

新倉匡彦 

愛媛森林管理署長

藤平康則 

鬼北町奈良地区森林整備実施計画

鬼北町奈良地区森林整備推進協定書（以下「協定書」という）第5条に基づき、次のとおり実施計画を定める。

1 森林整備を行う森林の区域及び面積

(1) 区域

森林整備を行う森林の区域は、地区の民有林と成川国有林の森林とし、別図（事業図）に示す森林共同施業団地（以下「施業団地」という）の区域とする。

(2) 面積等

施業団地の森林面積は、204.14haであり、うち本協定期間内における森林整備を行う森林の面積（以下「森林整備面積」という）は、48.76haである（表1）。

（表1）森林所有者別森林面積等

所有形態別	森林面積	森林整備面積 (主伐含む)	路網	備考
(近永地区 町有林管理組合) 町有林	57.94	15.00	100	
国有林 (愛媛森林管理署)	146.20	33.76	1,570	
計	204.14	48.76	1,670	

2 森林整備の目標に関する事項

(1) 施業団地は、水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止タイプ、水源涵養タイプ）であることから、森林整備にあたっては、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進することで、下流住民の安全・安心にも寄与する。

(2) 具体的には、長伐期施業、天然生広葉樹を保残するなどの適正な伐採方法を採用し、林床の安定化を考慮した適切な間伐を計画的に実施する。

3 森林施業の集約化に関する事項

- (1) 民有林と国有林が連携して施業地を集約化し、効率的かつ低コストな主伐・間伐等の実施に努める。
- (2) 施業地が集約化できない場合であっても、主伐・間伐の実施時期等について協定者間で調整を図り、集約化の効果が発揮できるように努める。

4 森林施業の方法に関する事項

- (1) 間伐の施業方法
 - ① 間伐は林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競争状態等に応じて実施する。
 - ② 間伐率については、森林の現況等に応じて決定する。
- (2) 主伐・間伐材の搬出方法

施業団地には、国有林林道成川支線があり、隣接する近永地区町有林管理組合林内の森林作業道と接続することで、間伐材の利用促進の観点から、民有林と国有林が連携し、利用可能な間伐材を低コストで搬出でき、現地に適合した作業システムの検討及び導入を推進する。

5 路網の整備・その他施設の設置及び管理に関する事項

- (1) 協定者は、効率的な森林施業の推進、高性能林業機械を含む林業機械作業システムの導入促進等のため、林道（林業専用道含む）及び森林作業道等施設（以下「路網」という。）の計画的な整備に努める。
- (2) 路網の整備は、原則として協定者がそれぞれの所有山林で実施することを基本とし、整備後は適切な維持管理を行うものとする。
- (3) 路網の整備・その他施設の設置にあたっては、林地保全に配慮して作成するものとし、協定者が一体となって効率的な森林施業ができるよう、施業団地内を効率的な配置を検討する。
- (4) 路網及びその他の施設の利用にあたっては、利用者はあらかじめ管理者に連絡するものとする。
- (5) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが設置する路網及びその他の施設を相互に利用する場合、使用料金は相互に無料にする。
ただし、他の者の通行を完全に遮断するなど路網を占有する場合はこの限りではない。
- (6) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが所有する

路網を利用する場合、善良な利用に心がけ、利用者が原因となる毀損等が発生した場合は、原則として原因者が復旧することとする。

なお、自然災害による場合についてはこの限りではない。

- (7) 協定者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、路網など協定締結相手方の財産に損害を与えた場合であって、復旧が困難又は不可能な場合は、これに相当する金額を補償しなければならない。

6 事業計画

当該共同施業団地の森林整備の年次計画については、表2のとおりとする。

(表2) 森林整備の年度計画 (単位：面積 ha、材積 m³、作業道 m)

所有形態	施業種	R6年度	R7年度	R8年度	計	備考
民有林 近永地区町有林管理 組合(町有林)	除伐					
	間伐			15.0	15.0	
	作業道			100.0	100.0	
国有林 (愛媛森林管理署)	除伐					
	間伐	28.4			28.4	
	作業道	1,570			1,570	

7 その他

- (1) 近年、大型製材工場の操業やバイオマス発電への取組等の動きを踏まえ、民有林と国有林が連携し一般材及び低質材の計画的・安定的な供給等に努める。
- (2) 国有林野境界標識及び民有林境界標識については、その保全管理に努める。
また、作業道等整備によって境界標識の一時撤去等が必要となる場合は、事前に協議するものとする。
- (3) 第6条の協定期間有効期間を延長する場合は、当該期間の森林整備実施計画を定める。